

2026 年7月 30 日

各 位

会 社 名 アイティメディア株式会社
U R L <https://corp.itmedia.co.jp/>
代表取締役社長 兼 CEO 小林 教至
(コード番号：2148 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 CFO 兼 管理本部長 加賀谷 昭大
(TEL 03-5210-5012)

第 12 回新株予約権の消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021 年 6 月 24 日開催の当社取締役会において発行を決定し、当社従業員に対して有償にて発行した新株予約権を消却することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 消却の対象となる新株予約権の内容

決議年月日	2021 年6月 24 日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 282 名
新株予約権の数	3,570 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 357,000 株
新株予約権の権利行使価額	1株あたり 1,958 円
新株予約権の行使期間	2024 年7月1日～2031 年8月2日
消却する新株予約権の数	3,570 個
消却後の残存する新株予約権の数	0個

2. 新株予約権の消却理由

本新株予約権につきましては、当社が 2026 年 6 月 24 日に開示いたしました 2026 年3月期における有価証券報告書に記載された数値をもって、本新株予約権における発行要領所定の「(6) 新株予約権の行使の条件」の行使条件を満たさないことが確定したため、本新株予約権の全部を無償取得し当社名義の自

己新株予約権とし、当社は、その自己新株予約権を行使しないため消却するものであります。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2024 年 3 月期から 2026 年 3 月期までのいずれかの事業年度における、当社の連結損益計算書における売上収益及び営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における売上収益及び営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (a) 同一事業年度における売上収益が 100 億円以上かつ営業利益が 35 億円以上である場合 行使可能割合：50%
- (b) 同一事業年度における売上収益が 100 億円以上かつ営業利益が 40 億円以上である場合 行使可能割合：100%

3. 新株予約権の消却日

2026 年7月 30 日

4. 業績に与える影響

本件が業績に与える影響は軽微であります。

以 上